入札公告の訂正

平成 28 年 12 月 8 日

国立大学法人東京大学総長　五神　　真

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第 48 号

1　掲載日　平成28年11月21日付（号外政府調達第218号）

2　訂正内容　26ページ２段目の入札公告第48号「A　東京大学本郷地区屋内清掃業務委託　一式」及び「B　東京大学駒場・白金台地区屋内清掃業務委託　一式」について、４⑵中、「入札保証金及び契約保証金　免除。」を「入札保証金　免除。　契約保証金　納付。ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。」に訂正します。

入札公告の訂正

平成 28 年 12 月 8 日

国立大学法人東京大学総長　五神　　真

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第 46 号

1　掲載日　平成28年11月11日付（号外政府調達第212号）

2　訂正内容　26ページ３段目の入札公告第46号「東京大学柏キャンパス屋内清掃業務　一式」について、４⑵中、「入札保証金及び契約保証金　免除。」を「入札保証金　免除。　契約保証金　納付。ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。」に訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 12 月 8 日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　宮田　年耕

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　（高負）高速横浜環状北西線他トンネル防災通信設備工事

⑶　工事場所　神奈川県横浜市青葉区下谷本町地先他

⑷　工事内容　非常電話135台、多重通信設備４台、超音波ヘッド165個、防災盤２面、火災検知器332台、ラジオ再放送装置２面、管理用無線装置２面、拡声放送装置２面、トンネル内拡声放送スピーカー57基、避難路スピーカー95基、配管配線一式新設

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成31年９月30日まで

⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の対象工事である。

②　技術提案の範囲は、工事目的物（性能、材質、系統及び設置空間等）及び土木構造物の変更を伴わない範囲とする。

③　本工事は、競争参加資格確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては５⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式１）を提出するものとする。

④　技術資料は、持参により提出すること。

⑤　その他については、電子入札留意事項によることとする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑵　首都高速道路株式会社における「電気通信工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「電気通信工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。

⑶　単体又は共同企業体のすべての構成員は、平成13年度以降に、以下に掲げる工事の完工実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

・道路における電気通信設備の設置工事又は取替工事

⑷　次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、現場代理人（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成29年11月１日（水）を予定している。

①　主任技術者及び監理技術者は、以下のア～オのいずれかの要件を満たすこと。

ア　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条第１項の規定による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者

イ　電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第46条３項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し５年以上実務の経験を有する者

ウ　建設業法第７条第２号イで定める者（電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。）

エ　建設業法第７条第２号ロで定める者、かつ、２年以上指導監督的な実務の経験を有する者。

オ　ア～エと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　監理技術者は、建設業法26条第２項に規定する技術者であり、技術資料の提出時に監理技術者資格者証（電気通信工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成13年度以降に次に掲げる要件を満たす工事を完工した経験を有するものであること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

・道路における電気通信設備の設置工事又は取替工事

上記工事の経験は平成13年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。